

不利益処分個別票

所管局部課（担当）名 （電話番号）	消防局予防部予防課（違反是正）（06－4393－6372）
処分課（担当）名	同上
処分の名称	石油コンビナート等災害防止法に基づく防災規程変更命令違反による使用停止命令
概 要	市町村長等は、災害発生又は拡大防止のために行った、防災規程の変更命令に違反した特定事業者に対し期間を定めて、当該命令に係る特定事業所の施設の全部又は一部の使用の停止を命ずることができます。
根拠法令等 及び条項	・石油コンビナート等災害防止法（昭和50年12月17日法律第84号）第18条第3項 (https://elaws.e-gov.go.jp/search/elawsSearch/elaws_search/lsg0100/)
処分基準	・石油コンビナート等災害防止法第18条第3項 市町村長等は、前項の規定による命令に違反した特定事業者に対し、期間を定めて、当該命令に係る特定事業所の施設の全部又は一部の使用の停止を命ずることができる。 どのような場合に、上記命令を発動するかについては、現場において、個々の事情に応じて具体的かつ現実的な人命又は火災危険について判断する必要があるので、画一的な基準をお示しすることはできません。
ホームページ	http://www.city.osaka.lg.jp/shobo/
備 考	